



オーストラリア政府外務貿易省

## オーストラリアー日本 FTA

### ニュースレター 2

#### オーストラリアー日本 FTA – 第 2 回交渉

日豪 FTA の第 2 回交渉は 8 月 6~10 日に東京で開かれ、第 1 回交渉と同様に、前向きで、建設的な話し合いが行われた。

この交渉では、第 1 回目で同意された FTA の全ての分野について実質的議論が開始された。5 日間で 18 の分科会が開かれ、大きな進展があった。次のステップとして、第 3 回交渉で全ての分野において FTA の出来るだけ多くの章（チャプター）に関わる議論が行われることが合意された。

財の市場アクセスに関わる議論は予備的に開始され、財貿易の章に含まれる事柄について日本側と話し合われた。この章は両国 FTA で貿易に関する重要な要素を設定することになる。また、農業や非農産品の貿易についての取り決めに関しても意見交換が行われた。引き続き、第 3 回交渉で意見交換される。

原産地証明や税関手続に関しても、これらの重要課題への取り組みにおいて、お互いが類似した考え方であることが議論の中で印象的であった。しかし、次回交渉で更に多くの時間を費やして詳細を検討する必要がある。例えば、先週の交渉で、原産地証明について日本側がどのようなメカニズムを求めているのかが必ずしも明確ではなかった。次回は、オーストラリア側が原産地証明の詳細なペーパーを用意し、日本側からは税関手続のテキスト案が提出される。

衛生植物検疫（SPS）と貿易の技術的障害（TBT）については、会期間にオーストラリアが提出したペーパーに基づいて各章に盛り込まれる項目が検討された。次回の交渉でこれらの問題について更に話し合われる。

日本側の要望に基づいて、エネルギーと鉱物資源が議論された。日本にとって、エネルギーや資源の安全保障に懸念があるために非常に重要なテーマである。オーストラリア側は、今までのオーストラリアの締結したあらゆる FTA で独立した章としてエネルギーと鉱物資源が取り上げられたことがなく、通常の市場経済に介入するような条項を期待することが出来ないことを説明

した。日本は、その意向がないことを確認し、できれば、章に盛り込むべき事柄について更に考え、次回の交渉で更なる詳細を提示すると述べた。

例えば、FTA で日本の農業への対豪投資を更に容易にすることにより、日本の食料安全に資する方法が話し合われた。オーストラリアは、市場の役割を強化させる施策を条件に、この問題を包括的 FTA の一部として意欲的に議論する意向を示した。日本側は、食料安全保障に関連する問題は FTA 上で新しい分野なので、慎重に進めることに合意した。

政府調達に関する章のテキスト案が日本側と建設的に議論された。双方とも大体同じような取り組み方だが、オーストラリアは WTO 政府調達協定（日本は調印国、オーストラリアは非調印国）とは違ったアプローチを取っている所があると日本側に指摘した。次回の交渉で、オーストラリアから日本側に正式な代替案が提示される。別の分科会では、電子商取引の章についてオーストラリアの考え方が説明された。FTA として日本にとって初めての課題だが、FTA で電子商取引を扱うことに意欲を示した。

第2回の交渉では、サービスと投資に関して有益な進展があった。交渉と交渉の間にオーストラリアと日本が提出した幾つかのペーパーを引用しながら、交渉に適用される基本原則や投資、国境を越えたサービス貿易、金融サービス、電気通信、自然人の動きの各章に盛り込まれる実質的な要素に関して、最終的な構成に偏見なく、意見が収斂された。

自然人の移動のような幾つかの分野については、双方が違った FTA のアプローチをとっているため、これからの交渉でこれらの問題を解決するための努力が必要となる。オーストラリアは、先進国との FTA で投資家/国との紛争解決等のメリットについてオーストラリアの利害関係者と協議を続けている。

また、投資や金融、海運、鉱業、電気通信、建設やエンジニアリング・建築、エネルギー サービス、教育の分野別規制等の一連のサービス分野に関する規制環境について実質的な意見交換が行われた。サービス分野においては、更に情報のホローアップが必要とされるが、双方とも全体のテキスト案を作成することに合意した。

知的財産と競争政策についての各章の範囲と内容が議論され、双方がこの分野でほぼ同じような取り組みをしていることが確認された。

ビジネス環境や紛争処理の条項を含む制度化と枠組みの問題について有益な議論がなされた。次回の交渉で更に議論が行われる。

第3回交渉はオーストラリアで11月初旬に予定。